

「市有施設の工事に伴うアスベスト災害防止の手引き」の改定について

「市有施設の工事に伴うアスベスト災害防止の手引き」について、次のとおり改定することについて、お諮りします。

<趣旨>

本市発注工事における石綿災害を防止するため、平成 20 年 3 月に策定された「市有施設の工事に伴うアスベスト災害防止の手引き」について、令和 2 年の石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）及び大気汚染防止法（以下「大防法」という。）の改正を踏まえ、解体等工事の発注者の責務として課されている配慮義務を果たすための取組等を明確化するため、「札幌市市有施設の工事に伴う石綿災害防止要領」として改定する。

<改定概要>

- 記載内容の構成整理
 - ・ 予算見積段階、設計段階、施工段階で発注者として行う取組がわかるように整理。

- 法改正に伴う改定
 - ・ 事前調査結果の労働基準監督署、札幌市への報告の確認の項目を追加。
（石綿則 第 4 条の 2、大防法 第 18 条の 15 第 6 項）
 - ・ 特定粉じん排出等作業の結果の書面による発注者への報告の項目を追加。
（大防法 第 18 条の 23 第 1 項）

- 発注者による事前調査の様式を改定
 - ・ 主に設計業務（委託）で実施している発注者による事前調査の報告書について、石綿則、大防法の改正に合わせ、内容を改善した参考様式を新たに作成。

- 施設所管部局への報告
 - ・ 設計、施工時等の各段階で得た情報を施設管理部局と共有する旨を追加。

- 別途発注工事等との情報共有
 - ・ 関連工事等がある場合の、工事課での情報共有についての記載を追加。